

## 一般財団法人大阪府人権協会 職員期末手当規程

(目的)

第1条 この規程は、職員賃金規程第18条の規定に基づき、職員の期末手当を支給する場合に、必要な事項を定める。

(適用除外)

第2条 出向職員の期末手当については、その者の出向団体における取扱いに準じる。

(支給日等)

第3条 期末手当は夏期手当と年末手当とし、支給日は次の通りとする。ただし、当該日が休日の場合は前日を支給日とする。

①夏期手当：6月30日

②年末手当：12月10日

(支給の対象及び支給額等)

第4条 期末手当の対象及び支給額の算定方法は、次による。

(1) (給料+職務手当) × 一定の割合

(2) 講師派遣等による加算

支給対象期間における人権協会の謝礼金額合計の1/3(千円未満切り捨て)を、別に定める一定の割合に基づいて加算する。なお、謝礼等金額は、源泉徴収税が差し引かれる前の額とする。

2 一定の割合については、人権協会の経営状況等を踏まえて、毎年、事務局の局長の意見を参考にし、代表理事が定める。

(対象者と対象期間)

第5条 期末手当の対象者は、期末手当の支給日に在職する職員とする。

2 支給額は、その時点での在職期間に応じて、前条の計算式に下記の割合を乗じる。

在職期間	乗じる割合
(1) 6か月以上	1.00
(2) 5か月以上6か月未満の時	0.80
(3) 4か月以上5か月未満の時	0.65
(4) 3か月以上4か月未満の時	0.50
(5) 2か月以上3か月未満の時	0.35
(6) 1か月以上2か月未満の時	0.20

3 期末手当の対象期間は、夏季手当は、前年12月1日から5月31日までの期間とし、5月31日に在職のこと。年末手当は、6月1日から11月30日までの期間とし、11月30日に在職のこととする。

(事情変更の場合の措置)

第6条 人権協会の経営状況等によっては、理事会において、この規程を改定することができる。

2 改定された規程について、代表理事若しくは事務局の局長は職員に説明し、意見等を聴いたうえで、すみやかに行政官庁に届け出なければならない。

#### 附 則

(施行期日)

この規程は、2012年4月1日より実施する。

(経過措置)

2012年3月末日まで人権協会に在籍し、2012年4月1日以降も新たに雇用契約を結んだ職員については、継続して勤務していたものと見なし、2012年6月の夏期手当については、「6か月以上の在職期間」として支給する。

(施行期日)

この規程は、2013年4月1日から実施する。

この規程は、2014年4月1日から実施する。